

企業局だより

No.27

令和2年(2020年)
4月号

『箱館ハイカウ號』が、今年も運行を開始します。

【運行日】4月中旬～10月31日(土)までの土日・祝日(予定)

- ※ 運行日・時刻は、停留場の専用時刻表、ホームページをご覧ください。
- ※ 悪天候等により、運休する場合があります。

■お問合せ 交通部事業課電車担当 ☎52-1273

春は「お引越し」のシーズンです。水道の転居手続きをお忘れなく！

お引越しなどで水道を使用開始するときや使用中止するときは、忘れずに手続きされるようお願いいたします。

○ 使用開始の届出が無い場合 → 止水することがあります。

○ 使用中止の届出が無い場合 → 使用していなくても基本料金が発生します。(中止手続きを遡ることはできません。)

お電話やインターネットでもお申込受付していますので、是非、ご利用ください。

お電話でお申込み

お電話では、次のことをお申込みできます。
(できるだけ4～5日前までにご連絡をお願いします。)



- 水道・下水道の使用開始
- 水道・下水道の使用中止、
一時的(1か月以上)な使用中止
- 函館市内での住所変更
- 使用者の名義変更

ご連絡・お申込みは
函館市水道お客さまセンター ☎27-8731

インターネットでお申込み

インターネットでは24時間いつでも、次のことをお申込みできます。(翌営業日の処理になります。)

- 水道・下水道の使用開始
- 水道・下水道の使用中止
- 水道・下水道の使用中止と開始の同時申込

詳しいことは、市HPの留意事項などをご覧ください。
ご利用ください。

検索 函館 水道 転居



<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014021400471/>

※ お申込みにより水道の使用を開始される際は、函館市水道事業給水条例が給水契約の内容となっておりますので、あらかじめご了承ください。
なお、函館市水道事業給水条例につきましては、市のホームページをご覧ください。(企業局庁舎1階ロビーにも掲示しております。)
ホームページアドレス <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/bunya/jougesuido/>

水道・下水道についてのご連絡・ご相談は下記へどうぞ

ご 用 件	市役所、湯川・銭亀沢・亀田支所の の 区 域 に お 住 ま い の 方	戸井・恵山・榎法華・南茅部支所の の 区 域 に お 住 ま い の 方
お引越しなどで水道を使用開始・中止するとき 長期間水道を使用しないとき 使用者の名義が変わるとき 水道メーターの検針について 水道の使用水量・料金について	水道お客さまセンター (受託者 第一環境株式会社) ☎27-8731	東部営業所(榎法華支所内) ☎86-3533
お支払い方法を変更するとき 口座振替について	水道お客さまセンター(受託者 第一環境株式会社) ☎27-8734	
水道料金等のお支払いに関するご相談について	水道お客さまセンター(受託者 第一環境株式会社)	☎27-8734
水洗便所改造等資金の貸付について	管理部料金課 調定担当	☎27-4132
水道の新設・改造工事や凍結・故障について	指定給水装置工事事業者 または 水道修繕センター	☎83-2661
休日、夜間の水道の緊急修理について 道路上での水道水の漏水について	水道修繕センター	☎83-2661
水洗トイレなど排水設備の工事や破損について	指定排水設備工事事業者 または 下水道管理センター	☎31-7211
道路上に汚水があられているときなど下水道の維持管理について	下水道管理センター	☎31-7211

令和2(2020)年度の各事業会計予算がまとまりました

地方公営企業の予算は、水道水をつくり家庭に供給するなどの『サービスを提供するために必要な収入と支出（＝収益的収支）』と将来に備え配水管や浄水場などの『施設を整備・改良するために必要な収入と支出（＝資本的収支）』に分かれています。予算の詳細は市のHPでご覧いただけます。

■お問合せ 経理課 ☎27-8721

水道事業

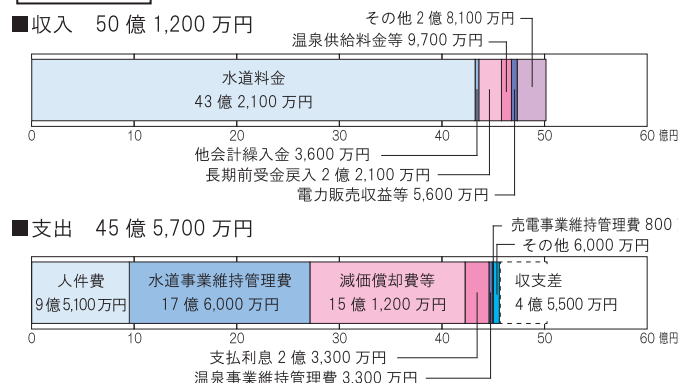
主な事業

- 老朽化した赤川高区浄水場のろ過施設を更新します。
- 耐震性を考慮した老朽管の更新および適正水圧の確保を目的とした管路整備のため、配水管 8,030m を布設します。
- 温泉の安定供給を図るため、老朽化している温泉供給管 665m を更新します。

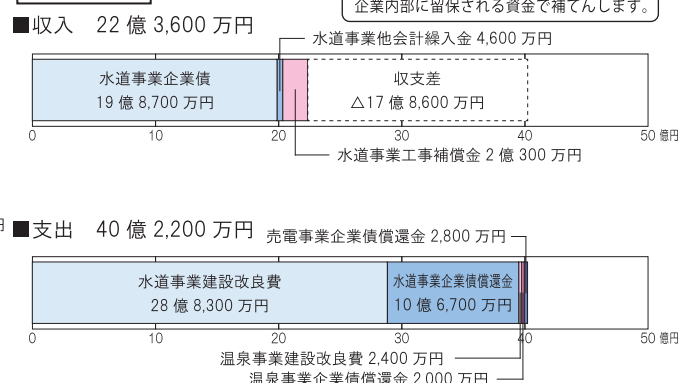
令和2(2020)年度 業務の予定量

水道給水栓数	131,229 栓
水道年間総配水量	32,047,000 m ³
水道1日平均給水量	87,800 m ³
温泉1日供給量	3,802 m ³
年間販売電力量	1,490,256 kWh

収益的収支



資本的収支



公共下水道事業

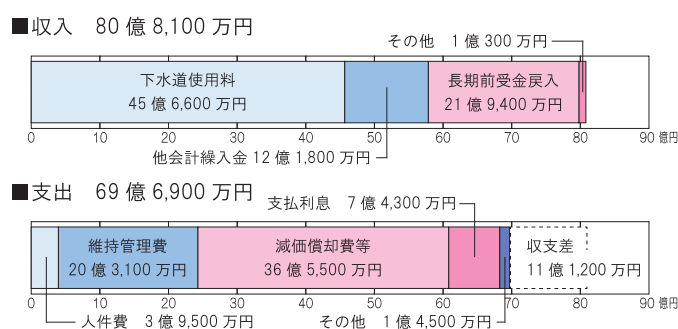
主な事業

- 汚水管きょなどの布設や老朽管対策のため、下水管きょ 5,789m を整備します。
- 大手ポンプ場の電気計装設備や終末処理場のブロワ機械設備などを更新します。

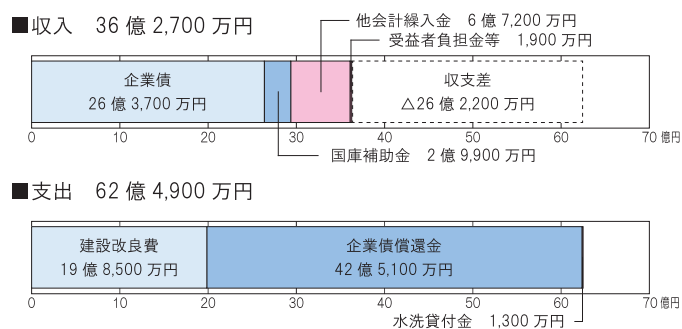
令和2(2020)年度 業務の予定量

排水戸数	117,854 戸
年間総排水量	26,353,000 m ³
1日平均排水量	72,200 m ³

収益的収支



資本的収支



交通事業

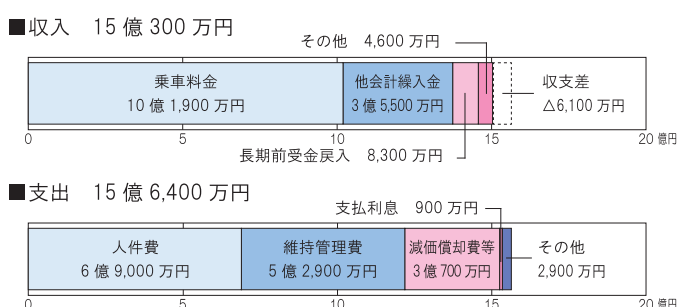
主な事業

- 軌道の老朽化対策のため、軌道 175m を整備します。
- 安全地帯や車両 2 両などを改良します。

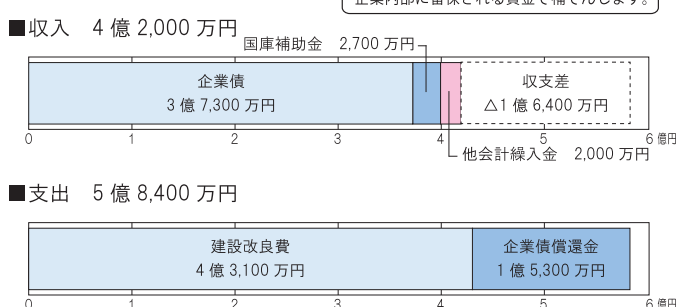
令和2(2020)年度 業務の予定量

車両数	32 両
年間走行キロメートル	1,007,705 km
年間総輸送人員	5,658,472 人
1日平均輸送人員	15,503 人

収益的収支



資本的収支



水洗トイレで快適な生活を！

下水道の処理区域に指定された区域では、3年以内にトイレを水洗式にしなければなりません。

また、浄化槽を設置している方は遅滞なく浄化槽を廃止し、公共下水道へ接続替えしなければなりません。

企業局では、くみ取り便所の水洗化や浄化槽を下水道に切り替えるための無利子の貸付制度を設けていますので、最寄の指定排水設備工事業者にお申し込みください。

なお、工事に伴うトラブルを防止するため、工事内容や経費については工事業者と十分話し合い、見積書を忘れずにもらいましょう。

■お問合せ 料金課調定担当 ☎27-4132



水洗便所改造資金

【貸付限度額】

大便器1基につき46万円以内

【返済方法】

40ヶ月以内の月賦償還

浄化槽切替資金

【貸付限度額】

1棟1槽につき20万円

【返済方法】

20ヶ月以内の月賦償還

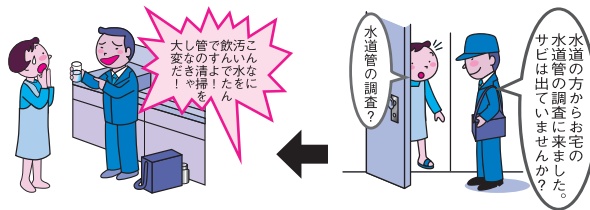
※ 貸付要件など詳しいことは、市HPをご覧ください。担当へお問合せください。

悪質な業者にご注意下さい！

企業局職員や企業局から委託された業者を装い、調査や点検に来たと言って家に上がり込み、その場で契約したり、現金をだましとろうとする悪質なケースが発生しています。

企業局では、各家庭への水道管・排水管の点検や浄水器のリース・販売などを行ったり、このようなことを業者へ委託することは一切ありません。

不審に感じたら職員証や身分証明書の提示を求め、会社名、連絡先、担当者名などを確認し、業務課給排水指導担当（☎27-8742）へお問合せください。



水道管の調査や清掃の勧誘 など
企業局では、このようなことは一切行っていません。

漏水調査のお知らせ



腕章と身分証明書を携帯した企業局の受託事業者が各ご家庭に伺い、敷地内にある水道メーターに音調棒をあてて漏水の有無を調べますので、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、下記担当へお問合せください。

■期間 5月～11月

■時間 午前9時頃～午後5時頃

※ この時間以外でご家庭の敷地内調査をすることはありません。ただし、道路では夜間も漏水調査を実施します。

■お問合せ 水道管路等維持担当
☎27-8753

受水槽式給水の建物にお住まいの方へ～非常用散水栓について～

受水槽式給水の建物では、停電等により建物内に水を送るポンプが停止した場合、配水管からは送水されていても建物内では水が出なくなります。この場合でも、配水管に直接つながっている散水栓等が設置されていると、そこから水が出ますので、お住まいの方は、建物を管理している方に、直結散水栓の有無等の確認をお願いします。

また、建物を管理されている方で直結の散水栓等の設置を検討されている場合は、指定給水装置工事事業者へ相談してください。

非常用として設置する散水栓は、使用中止の届出をいただくことで、使用を予定していない期間の料金請求はいたしません。

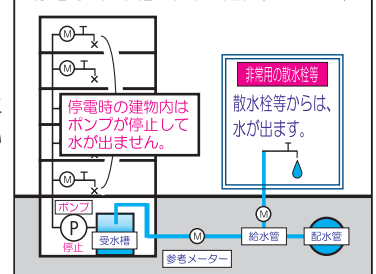
使用の中止および開始の際は、必ずご連絡をお願いいたします。

■連絡先・お問合せ

散水栓の設置は、業務課給排水検査担当 ☎27-8743

使用の中止・開始は、水道お客さまセンター ☎27-8731

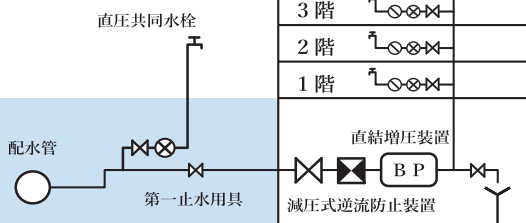
停電時の受水槽式給水の建物(イメージ図)



直結増圧給水方式について

直結増圧給水方式（集合住宅例）

- ⊗ : 止水用具
- ⊗ : 水道メーター
- ⊗ : 水抜きバルブ（逆止機構付）
- ⊗ : 減圧逆流防止装置
- BP : 直結増圧装置



直結増圧給水とは、配水管の水圧のみでは不足する圧力を補うために、増圧装置を設置することにより、10階程度までの高層階でも直結給水を可能とする方式です。

建物の用途や使用目的等により、設置できない場合もありますので、適用条件など詳しいことは、市HPをご覧ください。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014011601246/>

■お問合せ
業務課給排水検査担当
☎27-8743



施設の一般開放について



冬期間閉鎖していた「笹流ダム前庭広場」「ダム公園」「元町配水場」の一般開放がはじまります。

いずれも桜が綺麗な施設です。自然の中で楽しみながら、函館水道の歴史に触れてみてはいかがでしょうか。

開放期間や開放時間は施設によって異なりますので、詳しくは市HPをご覧ください。

令和2年度 一般開放開始日：
4月18日（土）

市電にも、
函バスにも、
お買い物にも。

ICASnimoca



ICAS nimoca（イカすニモカ）は、これまでの磁気カード（イカすカード）や回数券に変わる電子マネー機能付きの乗車カードです。コンビニエンスストア等での買い物などにもご利用できます！

また、ご利用額に応じてポイントが付与され、貯まったポイントで、運賃やお買い物の支払いができます。

さらに、定期券機能を搭載できるほか、イカすニモカだけの乗継割引があるなど、便利でお得なカードです！

■カード発売場所

- ◆函館市電車内・函館バス車内（無記名式のみ）
- ◆函館市電駒場乗車券販売所 ◆函館バス各営業所
- ◆函館駅前バス案内所 ◆丸井今井函館店（無記名式のみ）

■発売金額

2,000円（内訳：保証料（デポジット）500円／ご利用金額1,500円）

※ 保証料の500円は、カード返却時に返金いたします。
カードへのチャージ（入金）限度額は、20,000円です。

使い方は簡単！

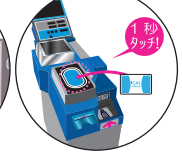
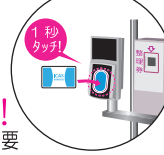
乗るとき

降りるとき

市電・函バスで
乗るとき、
降りるときに

タッチするだけ！

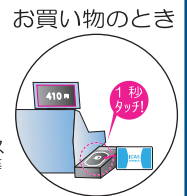
※ 整理券不要



全国の交通系 IC カード対応
の交通機関やお店でも

タッチするだけ！

※ nimoca、Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけんの各エリアで鉄道・バスのご乗車や、全国の主要コンビニエンスストア等での買い物にもご利用可能です。



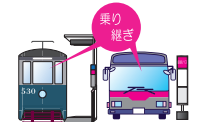
ココがおトク！

降りた電停・バス停から
60分以内に再び乗ると、

2回目以降の料金が乗継割引に！
(最大160円 割引)

※ 市電・函バス間の乗継割引は指定停留場（所）の場合のみ割引が適用されます。

※ 条件を満たせば何度でも割引が適用されます。



■お問合せは、交通部事業課電車担当（☎52-1273）・函館駅前バス案内所（☎22-8111）へ。

磁気カード（イカすカード）・紙製回数券の払い戻しについて

『磁気カード（イカすカード）』および『紙製回数券』は、令和2年3月31日をもって使用終了になります。

残額がある『磁気カード（イカすカード）』および『紙製回数券』は、令和5年3月31日まで、払い戻しができます。

払い戻しは、市電駒場乗車券販売所、函館駅前バス案内所、函館バス各営業所で受け付けています。

また、この機会に便利でおトクな交通系 IC カード『イカすニモカ』をぜひご利用ください。



↑使用終了になる磁気カードの画像↑

■お問合せ 交通部事業課営業担当 ☎32-1730

ドライバーのみなさまへ

交差点右折時などには、後方から来る市電の確認をお願いします！

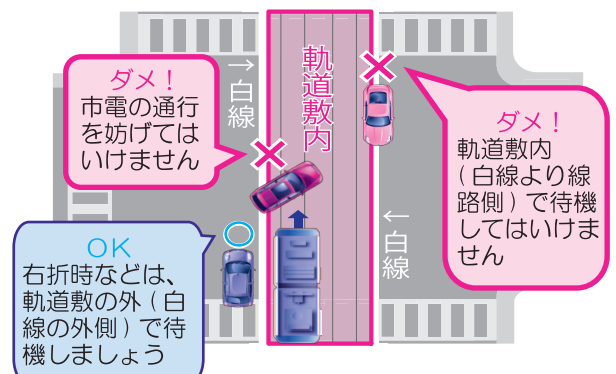
市電は急に止まれません。交通事故防止のため、交差点での右折時などは必ず後方から来る市電を確認し、軌道敷の外で停車した上で右折するようお願いします。

また、道路交通法上、軌道敷は一般の自動車の走行が禁止されており、交通ルールとマナーを守って、市電の運行についてご協力をお願いします。

【時速40km/hで急ブレーキをかけた場合】



市電が止まるには、
自動車の約3倍の距離が必要です。



市電についてのご連絡・ご相談は下記どうぞ

ご 用 件	問合せ先・電話番号
市電の運行時刻、料金、お忘れ物について	交通部事業課 電車担当 ☎52-1273
各種定期券の販売・料金について	駒場乗車券販売所 ☎51-5171
市電の乗車券、広告について	交通部事業課 営業担当 ☎32-1730